

委員からいただいたご意見等について
(前回分科会及び質問票において委員からいただいたご意見等)

社会福祉審議会老人福祉専門分科会	
R8.10.16	資料 1

No.	次期計画	委員名	意見・要望等	回答
1	第2回資料 5-4 6 ページ 中山間地域の介護サービス基盤	西島委員	【地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定】 国の第10期介護保険事業計画策定に係る基本指針(案)では、「地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定」と言っている。本市の場合、将来の高齢者人口(P.11)及び要支援・要介護認定者数(P.16)を市全体で示しているが、中山間地域とその他の地域(市街地及び周辺部)ではその動向に大きな差があると思われるので、数値を分けて記載するなど、地域の類型を念頭に置いた計画策定が必要ではないか。	中山間・人口減少地域のサービス基盤を検討する上で、本市の現状を次期計画に記載します。 具体的には、第1部総論 第2章 第3節 高齢者施策の主要課題と重点施策「6 介護ニーズに対応した基盤整備と人材確保」(資料2 26 ページ)に、現時点で国が「特定地域サービス」の適用を想定している本市の該当地域(戸隠、鬼無里、大岡、松代地区の一部(豊栄地区))について具体的な数字を記載することとします。
2	中山間地域の介護サービス基盤	西島委員	【他計画との整合性】 中山間地域は、高齢者人口が急速に減少していくので、介護事業者の撤退など空白地帯が生じるおそれがある。「長野市やまざと振興計画」では、市内13の中山間地域を計画の対象地域として、「暮らし続けられる生活環境の維持 ～安全安心な暮らしの確保～」を施策の一つとしている。しかし、現行の計画には、中山間地域で暮らす住民が介護サービスを受けられる環境(介護基盤)を整備するという趣旨の記載はない。「やまざと振興計画」の改定の際には、13の中山間地域ごとの介護基盤の整備に関する事項を記載し、「あんしんいきいきプラン21」との連携が図られるようにしてはどうか。 ※13 地区：(1) 浅川地区 (2) 小田切地区 (3) 芋井地区 (4) 篠ノ井(信里) (5) 松代(豊栄・西条) (6) 若穂(保科) (7) 七二会地区 (8) 信更地区 (9) 戸隠地区 (10) 鬼無里地区 (11) 大岡地区 (12) 信州新町地区 (13) 中条地区	「長野市やまざと振興計画」(計画期間：令和4～8年)は、次期計画を策定しないこととし、現在策定中の「第六次長野市総合計画」(計画期間：令和9～18年)の中で、その趣旨を引き継いでいくこととしています。 「第六次長野市総合計画」案において、分野の一つに「01 人権・福祉」を位置づけ、「誰もが多様性を理解し、支え合い、生きがいを持って暮らしている」を目指す姿として、「福祉にかかわる担い手の確保と定着」を課題の一つに掲げ、「地域で支え合い、生きがいを持って暮らせる社会の形成」に取り組むとともに、「06 コミュニティ」では、「地域の多様な主体がつながり、地域特性に応じたコミュニティが形成されている」を目指す姿として、「中山間地域におけるコミュニティ機能の維持に向けた対応」を課題の一つに掲げ、「地域の特色を活かした活力ある地域づくりの推進」に取り組んでいくことを考えています。 中山間地域の施策は、各個別計画にも記載して対応することとしており、次期「あんしんいきいきプラン21」では介護サービス基盤整備と人材確保の視点を記載して、必要な取り組みを行っていくこととします。

No.	次期計画	委員名	意見・要望等	回答
3	3-2-1 介護保険サービス基盤の整備	原山委員	【特別養護老人ホームの稼働率及び待機者】 20 年前は各特別養護老人ホームの待機者が 100 名以上となっていて、施設へ入りにくい状態であった。現在は施設（特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模特別養護老人ホーム・小規模介護付き有料老人ホーム等）が整備され、入りやすい状況であると感じている。利用者・家族にとっては、以前に比べ、申し込んだら、それほど待たずに入所できて良いと考えるが、実際の国民健康保険団体連合会に対する介護報酬の請求等から、令和 7 年・令和 8 年現在までの稼働率はどうなのか。また、待機者の状況はどうなのか。	国民健康保険団体連合会のデータから計算した稼働率は、令和 7 年度が 91.6%、令和 8 年度が 91.9%となっています（定員 30 人以上の広域型特別養護老人ホームについては市外の方の利用実績はデータに含まれていません）。なお、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）に限ると、令和 7 年度が 99.2%、令和 8 年度が 99.5%となっています。 今回実施した介護サービス事業所調査の結果では、特別養護老人ホームの入所率の平均は 96%（R7.12 月時点）となっており、前回調査では 95.3%（R4.12 月時点）を若干上回る状況でした。 待機者は令和 6 年が 1,030 人（4 月 1 日時点）、令和 7 年が 991 人（同）、令和 8 年が 871（同）です。
4	3-2-2 介護保険サービス以外の整備	原山委員	【有料老人ホームの現況】 有料老人ホームの施設数とそれぞれの定員をどこまで把握できているか。また有料老人ホームの稼働率を把握することは可能か。	老人福祉法で「有料老人ホーム情報の報告」について規定されていて、設置者は運営状況に関する情報等を市に対して報告することが義務付けられていることから、本市においても、年に一度、市内の有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に対して、現況に関する関係書類の提出を依頼し、入居状況等の確認・把握を行っています。 また、3 年ごとに県下一斉に行う「特別養護老人ホーム等における入所状況等調査」においても、有料老人ホームの要介護度別の入居状況をもとに稼働率を把握しています。

No.	次期計画	委員名	意見・要望等	回答
5	資料 5-4 9 ページ 11 ページ 3-1-1 介護人材の 確保と育成 3-2-1 介護保険サ ービス基盤 の整備	原山委員	【有料老人ホームの見込みを含めた高齢者福祉施設等の整備目標】 資料 5-4「あんしんいきいきプラン 21」P9・11 では、生産人口年齢が令和 7 年 208,298 人(実績値)から令和 11 年 200,308 人(推計)と 7,990 人減少、40～64 歳の人口でも令和 7 年 123,646 人(実績値)から令和 11 年 119,109 人(推計)でも 4,537 人減少が予測される。この数字から今後もさらに介護人材が確保しづらいと考えられる。 要介護認定者数の推移は、「要介護 1・2」は令和 7 年 8,299 人、令和 11 年 8,748 人(推計)と 449 人増加傾向、「要介護 3・4・5」は令和 7 年 7,006 人、令和 11 年 6,525 人(推計)と、481 人減少傾向にある。 介護人材が確保しづらい状況と、「要介護 1・2」が増加、「要介護 3・4・5」が減少する状況、有料老人ホームの見込みを含めて高齢者福祉施設等の整備目標を考えていただきたい。	介護人材の確保については、介護施設の生産性向上を推進しつつ、県と連携して、担い手の確保・定着に取り組めます。 要介護 3 以上の方が入所できる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は、必要最小限に留める目標量の設定を考えています。また、介護サービス見込み量に基づき、既存の有料老人ホームが介護施設としての受け皿となるよう、特定施設入所者生活介護への移行を勧奨することを考えています。 なお、有料老人ホームについては、現段階では届出制となっているため、次期計画において具体的な整備目標を定めることは考えていませんが、今後は国の動向等を見ながら、有料老人ホームの整備目標の設定の必要性を検討していきます。
6	3-2-1 介護保険サ ービス基盤 の整備	原山委員	【在宅サービスにおける総量規制】 入所施設だけでなく、介護・看護人材が確保しづらいという観点から、計画上、充足している在宅サービスは抑制、または充足していない地域を考慮して認可することは可能か（例えば、現在は訪問看護が場所によっては多いと感じている）。	居住系サービスや、地域密着型サービスについては総量及び整備地区の規制ができますが、通常の訪問系サービスや通所系サービスについては運営基準を満たすことにより事業を開始することが可能なため、次期計画では規制を行うことは考えていません。 ただし、小規模多機能型居宅介護サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等の普及のために必要がある場合は、居宅サービスの指定をしないことが可能とされていることから、地域密着型サービス以外の介護サービスの規制を行うことについては今後研究を行っていきます。

No.	次期計画	委員名	意 見 ・ 要 望 等	回 答
7	2-2-1 高齢者の権利擁護の推進	原山委員	【成年後見支援センターの相談件数と後見人の選任】 成年後見制度の申し立てを希望しても、対応が進まないとの声が上がっている。昨年度の相談件数と、相談してから、後見人がつくまで平均どのくらいの期間を要しているのか。 長野市社会福祉協議会の成年後見支援センター業務が必要に追い付いていないと感じる。	昨年度の成年後見支援センターへの延べ相談件数は2,630件で、月平均の相談実人員は142人です。 成年後見制度利用支援に向けて、支援の方針や成年後見人等の候補者調整等にあたり、本人の意思確認、および心身の状態や生活環境を正しく把握するための事前調査と分析を行うため、相談から成年後見人選任の審判が出るまでは、3か月～半年の期間を要しています。 成年後見支援センターへの相談は増加傾向にあり、内容も複雑多様化していますが、6人体制で成年後見制度の利用の促進と利用に関する包括的な支援に努めている状況です。
8	3-2-1 介護保険サービス基盤の整備	原山委員	【訪問入浴サービス】 在宅サービスを利用する中で、訪問入浴サービスを申し込んでも、どこもいっばいで週2回お願いしても、週1回しか利用できない方もいる。 また、訪問入浴事業所によっては、効率性を重視し、利用者の生活を鑑みずに、前日に事業所の都合で、訪問時間を伝えてくる事業所もある。現状訪問入浴事業所の稼働率はどうか。現状訪問入浴のサービスが足りていると考えるのか。 現実訪問入浴事業所が足りてないのであれば、次期計画で整備目標を設定することは可能か。	訪問入浴は定員数が決まっていないため、稼働率は計算できませんが、令和7年度は市内6事業所で2,603件の利用があり、1事業所当たり434件/年、36件/月の状況です（長野市民のみの実績）。 訪問入浴は全国的に減少傾向にあるサービスで、現在市内に7事業所があり、過去には11事業所あったことから本市においても減少傾向にありますが、長野県の人口当たりの事業所数は他県に比べ多い方であり、長野市内の人口当たり事業所数は長野県平均よりも高い状況にあります。 訪問入浴は要介護3以上の利用者が9割を占め、平均要介護度は4.1と訪問系サービスの中では要介護度が最も高いサービスとなっており、利用者の体調によってサービスの予定が直前に変更になることが多いと伺っています。

No.	次期計画等	委員名	意見・要望等	回答
			※前頁続き	また、利用者は既に他の在宅サービス等を多く利用していて、週に複数回の入浴介護サービスを利用することが難しい状況もあります。 訪問入浴は次期計画では整備目標を設定することは考えていませんが、ケアマネジャーをはじめ、サービス事業者が協力して、可能な限り利用者本位でサービス提供が出来るよう、集団指導等の機会を通じて事業所に対して働きかけを行いたいと考えています。
9	第2回資料 4-3 111 ページ 207 ページ 2-1-1 早期相談支援	小山委員	【地域包括支援センターの認知度等】 高齢者等実態調査では、元気高齢者と居宅要介護・要支援認定者の2種類に分けて調査されているが、111 ページと207 ページに地域包括支援センターの認知度を尋ねる設問があり、この数値について、前回の調査と比較しての変化が分かれば教えてほしい。 また、「地域包括支援センターに力を入れてほしい事業は何か」という設問についても、前回の調査結果を教えてください。	1 地域包括支援センターの認知度 令和7年度調査と令和4年度調査で選択肢が異なるため、一概に比較はできませんが、令和7年度の選択肢「相談窓口であることを知っている」を令和4年度の選択肢「よく知っている」・「ある程度知っている」と読み替えて比較を行いました。 元気高齢者については、令和7年度「相談窓口であることを知っている」が39.8%となり、令和4年度「よく知っている」・「ある程度知っている」の33.2%から上昇しています。 一方、居宅要介護・要支援認定者については、令和7年度「相談窓口であることを知っている」が55.4%となり、令和4年度「よく知っている」・「ある程度知っている」の55.3%と同様の結果となりました。 2 地域包括支援センターに力を入れてほしい事業 元気高齢者については「事業内容の周知」・「病院や施設の入退院（所）に関する相談」・「高齢者の一般的

No.	次期計画	委員名	意 見 ・ 要 望 等	回 答
			※前頁続き	な相談」が上位3つを占め、令和7年度と令和4年度調査で同様の結果となりました。 居宅要介護・要支援認定者については、「高齢者の一般的な相談」・「病院や施設の入退院（所）に関する相談」・「高齢者宅への訪問等による実態把握」が上位3つを占め、令和7年度調査と令和4年度調査で同様の結果となりました。 元気高齢者と居宅要介護・要支援認定者の結果を比較すると、「事業内容の周知」のニーズが元気高齢者においてより高い結果となりました。